

## 浄化槽を 使用している皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

### ● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的な点検や調整、薬剤の補給、修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

### ● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

### ● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎

問 下水道課

## 年金

### 離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合にお二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができるとの制度です。

#### ① 合意分割制度

・お二人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

#### ② 3号分割制度

・国民年金第3号被保険者（厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方）であった人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年（2008年）4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※いずれの場合も離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

問 和歌山西年金事務所 ☎ 073

・447・1660

## 税金

### 税務署への来署による相談は 事前予約を

税務署では、納税者の皆さまをお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しています。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要のある場合など）について、

税務署で面接相談をお受けします。ご希望の方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。税務署に電話↓自動音声案内で「2」を選択した後、「相談予約をしたい」とお伝えください。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

## 募集

### 防衛省・自衛隊からのお知らせ 各種目 自衛官の募集

#### ● 自衛官候補生

・資格／18歳以上33歳未満の者  
・受付期間／6月26日（金）まで  
・試験日／6月27日（土）

・試験会場／自衛隊和歌山地方協力本部庁舎（和歌山市築港1丁目14・6）  
● 一般曹候補生

・資格／18歳以上33歳未満の者  
・受付期間／5月15日（金）まで

・試験日／5月23日（土）  
・試験会場／新橋ビル（和歌山駅前）

#### ● 技術海上・航空幹部

・資格／大卒以上で応募資格に定められた学部・専攻学科などを卒業後、2年以上の業務経験のある者  
・受付期間／5月22日（金）まで  
・試験日／6月22日（月）

#### ● 試験会場／別途通知

#### ● 技術海・空曹

・資格／20歳以上で国家免許資格取得者など  
・受付期間／5月22日（金）まで  
・試験日／6月19日（金）

#### ● 試験会場／別途通知

※いずれの種目についても、年齢要件の詳細はお問い合わせください。

問 防衛省自衛隊和歌山地方協力

本部 有田募集案内所（有田市宮崎町100-2） ☎ 802・

9031 E-mail wakayama.pco-arita@rct.gsdf.mod.go.jp



和歌山地方協力本部